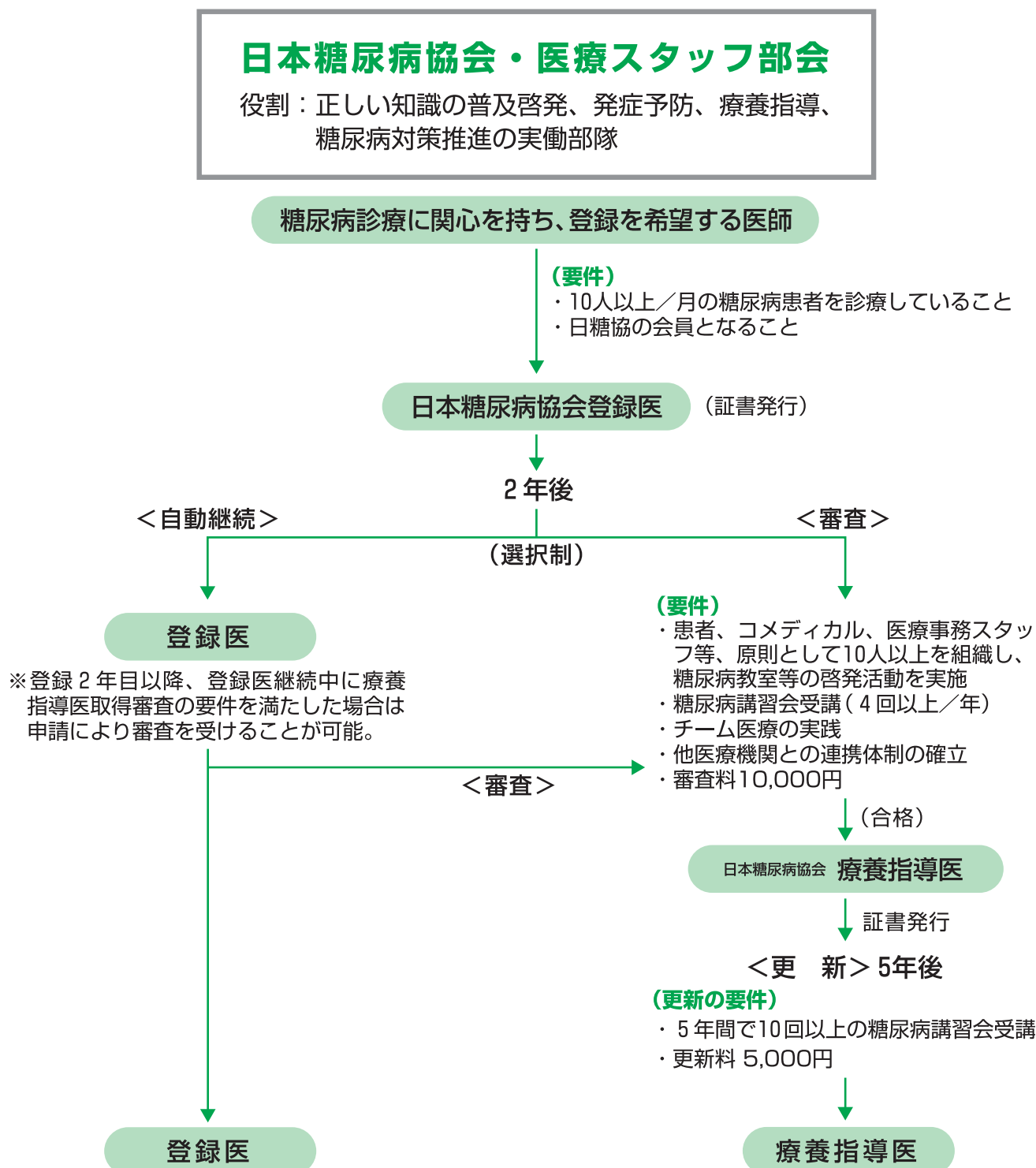


日本糖尿病協会登録医・療養指導医制度のご案内

◆「日本糖尿病協会登録医・療養指導医制度」とは……

日本糖尿病協会登録医・療養指導医制度は、日糖協が全国で実践している療養指導活動を一層強化することを目的とします。本制度を活用し糖尿病診療の質の担保と標準化をはかることによって、患者のQOL向上を目指しています。

《登録医・療養指導医制度概念図》



(社) 日本糖尿病協会 登録医・療養指導医制度

1. 目的

糖尿病に関心をもつ医師が「日本糖尿病協会登録医」として糖尿病治療の標準化を目指し、治療の中断を防ぐとともに、療養指導支援など日糖協活動推進の重要な役割を担う。

2. 位置付け

日本糖尿病協会登録医・療養指導医制度は、日本糖尿病学会が認定する専門医とは異なり、特に糖尿病を専門としない医師が登録医から療養指導医を目指す中で、糖尿病治療の標準化をはかる際の動機付けとなる。

従って、日本医師会や日本糖尿病学会等の所属の有無に関わらず、日常の糖尿病臨床に携わる医師は日糖協会員となった上で「日本糖尿病協会登録医」となることができる。

3. 名称

① 初回登録時は、「日本糖尿病協会登録医」とする

② 登録後2年目以降に一定の要件を満たした場合は、「日本糖尿病協会療養指導医」となることができる

※ 平成18年3月末時点で日糖協友の会指導医またはそれに準ずる立場にある医師は、自動的に「療養指導医」の適用となる

※ 日本糖尿病学会専門医が入会する場合も、自動的に「療養指導医」の適用となる

4. 初回登録時に必要な要件

① 糖尿病患者10人以上／月を診療している

② 日糖協に会員として入会している

5. 登録

① 登録申込みは随時受け付けられ、申請資格確認後、登録医証を付与する

② 登録医証の有効期間は無期限とする

6. 昇格審査

登録後2年目以降に下記の要件を満たした場合は、審査を受けて「日本糖尿病協会療養指導医」に昇格することができる。それ以外は、「登録医」として自動的に継続することができる

① 患者・コメディカル・医療事務スタッフ等原則として10人以上を組織し、糖尿病教室等の啓発活動を実施

② 医学知識向上のため、日糖協が認めた糖尿病関連の学会・研究会・講習会を年4回以上受講

③ チーム医療を実践

④ 他医療機関との連携体制の確立

7. 登録、審査費用

① 初回登録料は、15,000円とする

② 療養指導医取得の際の審査料は、10,000円とする

③ 療養指導医の2回目以降の更新料は5,000円とする

登録・更新に際しては、同時に日糖協会費2年分を納入することを条件とする